

5月12日は民生委員・児童委員の日です

～皆さんの地域に困りごとの相談役がいることを知っていますか？～

地域のつながりや「絆」が薄れつつある中、民生児童委員・主任児童委員は、地域になくてはならない存在となっています。

誰もが安心して住み続けられる地域づくりのために、同じ地域に暮らす住民目線で活動しています。

生活の困りごとは、民生児童委員または主任児童委員へお気軽にご相談ください。

■問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

民生委員・児童委員ってどんな人？

厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の社会福祉の向上のために活動しています。ボランティアで無報酬で活動し、常に住民の立場になって相談に応じています。

全ての民生委員は、児童委員を兼ねています。町内で、26人(平成30年4月1日現在)が活動しています。

主任児童委員ってどんな人？

子どもの福祉に関することを専門に担当している民生委員・児童委員です。

学校や行政機関と連携して、子育てのあらゆる問題の解決に努めています。



平泉町民生児童委員協議会研修会の様子

どんな活動をしているの？

例えば、次のような活動をしています。

- ▶ 一人暮らしの高齢者の見守りや声かけを行い、異変があれば関係機関に連絡します。
- ▶ 関係機関と連携して、障害のある人や生活に困っている人への支援を行います。
- ▶ 振り込め詐欺などの被害に遭わないよう、地域住民に呼び掛けています。
- ▶ ふれあいサロンを楽しくするための内容を検討し、運営を行っています。

◎民生委員・児童委員（敬称略）

担当	氏名	担当	氏名
1区	菅原 恵美子	11区	南 舘 勢 子
2区	三 澤 恵美子	12区	千 葉 由 美
3区	千 葉 恵 子	13区	鈴 木 陽 子
4区	佐々木 妙 子		鈴 木 憲 子
5区	佐 藤 美津子	14区	佐 藤 照 子
6区	佐 藤 謙 一	15区	千 葉 なか子
7区	小野寺 栄 子	16区	千 葉 幸 生
8区	千 條 克 博	17区	鈴 木 良 治
	齋 藤 公 子	18区	千 葉 茂 樹
9区	原 田 隆 造	19区	千 葉 三津子
10区	小野寺 玲 子	20区	佐々木 えみ子
11区	高 橋 徳 子	21区	岩 淵 章

◎主任児童委員（敬称略）

一	阿 部 ひとみ	一	佐 藤 由 吏
---	---------	---	---------

◎行政機関

町民福祉課、保健センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター

平泉町情報公開条例および平泉町個人情報保護条例に基づき、条例の運用状況を以下のとおり公表します。

■問い合わせ先…まちづくり推進課 ☎46-5578

▷平成29年度の個人情報開示・訂正請求

町長	議会	教育委員会	選挙管理委員会	監査員	農業委員会	固定資産評価審査委員会
請求件数	0	0	0	0	0	0

※個人情報保護制度とは、個人の権利利益の侵害の防止を図るため、個人情報を公開する制度を指します。

情報公開条例・個人情報保護条例の運用

▷平成29年度の行政情報開示請求

町長	議会	教育委員会	選挙管理委員会	監査員	農業委員会	固定資産評価審査委員会
請求件数	3	0	0	0	0	0

※情報公開制度とは、町民の知る権利と町政への参加を推進し、開かれた行政の実現を図るため、行政情報を公開する制度を指します。

「協働のまちづくり」を推進していきます

人口減少や少子高齢化に伴う地方の減退を最小限にとどめ、より住みよい地域社会の実現を目指して、町では協働のまちづくりを推進しています。

行政のみがまちづくりを行うのではなく、集落単位の地域自治組織や地域づくりを目的とした団体などが主体となり、その地域が元気になるような事業や課題解決に向けた主体的な取り組みをする事業費の一部を町が助成することにより、住民主体のまちづくりを推進するものです。

この事業は平成25年度から続いており、これまで助成した事業の一部を紹介すると、自治会組織の連携を深める取り組みであったり、伝統・文化を継承し発信する事業など多岐にわたる分野で活動をしています。本年度も引き続き、協働のまちづくり事業を推進し、地域を元気にしたい人たちの積極的な活用を応援します。

■事業名

町協働のまちづくり交付金事業

■募集団体

住みよい地域社会の実現を目的とする活動を行い、次に掲げる全ての要件を満たす団体

- 1 町内に活動の拠点を有していること
- 2 構成員がおおむね5人以上であること

■助成金交付対象事業

まちの地域づくりを目的として、次のいずれかに該当する事業

- 1 地域の課題解決に向けた主体的な取り組み
- 2 地域の人やモノなどの素材を生かした取り組み
- 3 身近な公共サービスの創造や提供に関する取り組み
- 4 地域の伝統・文化を継承する取り組み
- 5 活動団体同士の連携や協働の取り組み
- 6 地域住民の声を集約してみんなで実践する取り組み
- 7 その他、町長が必要と認める取り組み

■助成金交付対象金額

事業実施に要する経費を対象とし、30万円を上限とします。

※ただし活動団体の恒常的活動を維持する経費などは対象外。

※必要に応じて3分の2以内の額を前払いできます。

■問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578

結婚新生活支援事業を行います

町では新規に結婚した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、新居の購入費、家賃または引っ越し費用に対し補助金を交付します。

■対象世帯の要件

- 次の要件に全てに該当する人が対象となります。
- ▽4月1日から平成31年3月29日までに婚姻した夫婦。
 - ▽申請時に夫婦の双方または一方が町内に住んでいること。
 - ▽夫婦の世帯所得が340万円未満であること。
 - ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯所得から奨学金の年間返済額を控除した額が340万円未満であること。
 - ▽婚姻日における年齢が夫婦の双方とも満34歳以下であること。
 - ▽この補助金の交付を受けていないこと。
 - ▽夫婦の双方とも町税などの滞納

■対象経費

婚姻を機とした次のいずれかに該当する場合は対象となります。

- ▽新居の購入費
- ▽新居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ※勤務先から住宅手当が支給されている場合や公的制度による家賃補助を受けている場合は、その額を除いた額が補助対象となります。
- ▽引っ越し費用(引っ越し業者または運送業者への支払額の実費)

■補助金額

対象経費を合算した額で、1世帯当たり上限は20万円(千円未満切り捨て)

■その他

手続き方法などの詳細は担当課までお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578

平成30年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用され

■問い合わせ先

調査時点は30年6月1日です。調査の対象となる事業所の皆さまは調査票への回答をお願いします。

まちづくり推進課 ☎46-5578